

伊予市・中山町・双海町合併協議会

# 第2回合併協議会

# 会議録

日時 平成16年5月13日（木）午後2時～

場所 双海町町民会館 2階 大ホール

郷

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第 2 回 協 議 会 次 第

日 時 : 平成 1 6 年 5 月 1 3 日 (木) 1 4 : 0 0 ~

場 所 : 双海町町民会館 2 階 大ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報告事項

協議会委員の変更について

4 議 題

(1) 協 議

- ① 協議第 7 号 新市の名称について
- ② 協議第 8 号 議員定数及び任期の取扱いについて
- ③ 協議第 9 号 組織及び機構の取扱いについて
- ④ 協議第 1 0 号 新市の事務所の位置 (主たる事務所の位置) について
- ⑤ 協議第 1 1 号 慣行の取扱いについて
- ⑥ 協議第 1 2 号 各種事務事業 (情報公開関係) の取扱いについて

(2) その他

第 3 回伊予市・中山町・双海町合併協議会の日程について

5 閉 会

伊予市・中山町・双海町合併協議会委員名簿

氏 名	役職名等	出欠
-----	------	----

○伊予市

中 村 佑	市長	出席
小 林 茂	助役	出席
重 松 罔 右	議長	出席
日 野 正 則	議員	出席
岡 田 清 満	学識経験者	出席
西 岡 義 雄	学識経験者	出席
安 田 一 江	学識経験者	出席

○中山町

市 田 勝 久	町長	出席
窪 中 修 一	助役	出席
井 上 正 昭	議長	出席
田 中 弘	議員	出席
亀 井 慎 滋	学識経験者	出席
高 橋 敏	学識経験者	出席
上 岡 幸 子	学識経験者	出席

○双海町

上 田 稔	町長	出席
藤 田 稔	助役	出席
大 石 寿 淑	議長	出席
岡 田 博 助	議員	出席
中 嶋 都 貞	学識経験者	出席
矢 野 鎮 男	学識経験者	出席
富 岡 喜久子	学識経験者	出席

○顧 問

泉 圭 一	愛媛県議会議員	出席
松 岡 誼 知	松山地方局長	出席

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>定刻になりましたので、ただいまから伊予市・中山町・双海町合併協議会の第2回会議を開会いたします。</p> <p>皆様、ご起立をお願いいたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>開会に当たりまして、中村会長からごあいさつを申し上げます。</p>
中村会長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>風薫る新緑の大変さわやかな時候を迎えました。</p> <p>本日は、第2回の協議会のご案内を申し上げましたところ、顧問の泉県議さん並びに松岡地方局長さんを初め、皆様方には何かとお忙しい中をご参集をいただきまして会合が開けますこと、厚く御礼を申し上げたいと思います。</p> <p>このたび、双海町議会におかれまして議会の構成の改正が行われまして、議長さん並びに特別委員長さんの交代がございました。若松前議長さんには、当協議会の設立、運営にご尽力をいただきましたこと、心から感謝を申し上げたいと思います。</p> <p>また、新たにご就任をされました大石議長さんには、引き続き委員としてお願いするわけでございますが、このたび特別委員長にご就任をされました岡田議員さんにおかれましても、後ほどご紹介をさせていただきますが、ご就任をお喜び申し上げますとともに、今後とも当協議会の運営にご支援を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。</p> <p>さて、4月から法定協議会に移行をしたわけでございますが、本日は新市の名称や事務所の位置など、今後、他の協議事項にもかか</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>わかります基本的な協定項目についてご協議を願うことといたしております。十分ご協議をいただくことは当然でございますけれども、当協議会の目的には、合併特例法によるという時限的な課題が前提でございますので、今後は協議事項もふえてまいりまして委員の皆様方には何かとご負担をかけると思っておりますが、よろしくご協力のほどをお願いを申し上げます。</p> <p>なお、合併重点支援地域につきましては、1市3町伊予地区の合併協議会が3月31日をもって解散をいたしましたため、同日をもって解除となっておりますのでございます。この1市2町の協議会におきましても、指定を受けて県ご当局のご支援を仰ぎたいということで、昨日、首長、議長の皆さん方にお世話になって、県へ指定の要望に参ったところでございます。このことについてもご報告を申し上げます。</p> <p>以上、お願いとご報告を申し上げます、簡単でございますけれども、開会に当たりましてのごあいさつといたします。</p> <p>本日は、よろしく申し上げます。</p>
坪内主任	<p>ありがとうございました。それでは、次第の3、報告事項でございます。初めに、協議会委員の異動につきましてご報告いたします。</p>
和田局長	<p>お手元の会議資料1ページをお開きいただいたらと思います。</p> <p>伊予市・中山町・双海町合併協議会委員の異動についてでございます。双海町から届け出があったものでございます。</p> <p>まず、規約第2号委員、これは議長でございますけれども、若松孝行様から大石寿淑様への異動、それから第3号委員、これは議会</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>選出の議員でございますけれども、大石様から岡田博助様への異動でございます。お二方には、4月30日付で委嘱申し上げておりますので、ご報告いたします。</p>
坪内主任	<p>それでは、ここでご紹介をさせていただきます。 まず、双海町議会議長、大石寿淑様でございます。</p>
大石委員	<p>大石です。引き続き、ひとつよろしく願いいたします。</p>
坪内主任	<p>次に、今回から協議会委員をお願いいたします双海町議会議員岡田博助様でございます。</p>
岡田（博）委員	<p>このたび議会代表として出てくることになりました岡田です。よろしく願いいたします。</p>
坪内主任	<p>それでは、ただいまから議題の審議に入りますが、会議の開催につきましては、規約第10条第1項の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要となっております。本日は、委員総数21人に対し21人の参加であり、半数以上の委員に出席をいただいておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>また、報道関係者から撮影の申し出がありましたので、許可をしておりますことをあわせてご報告申し上げます。</p> <p>なお、規約第10条第2項に、会長が会議の議長となると規定しておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>委員の皆様にお願いがございます。ご発言の際に、挙手をいただきましたら事務局職員がマイクをお持ちいたしますので、それをご使用いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議題の進行を中村会長をお願いいたします。</p> <p>それでは、規約に基づきまして議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>議事に入る前に、会議運営規程に基づき、本日の会議録の署名委員さんを指名させていただきます。</p> <p>本日は、中山町の亀井委員さん、双海町の中嶋委員さんにご署名をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>それでは、次第4、議題の(1)の協議に入らせていただきます。</p> <p>協議第7号新市の名称についてを議題といたします。</p> <p>事務局、説明を求めます。</p>
坪内主任	<p>それでは、2ページ目をお開きください。</p> <p>新市の名称について、新市の名称について次のとおり確認を求めます。</p> <p>記以降でございますが、新市の名称については、これからご協議を願う事項でございますので空白にしております。</p> <p>次のページをお開きください。</p> <p>協議第7号資料、新市の名称の検討について。</p> <p>1、検討の背景、条件等、(1)先進地事例ということで、県内の合併協議会の事例を挙げております。</p> <p>宇和合併協議会と南宇和合併協議会におきましては、全国公募に</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>より候補を4点ないし5点選定し、協議会委員による投票で決定しております。</p> <p>宇和島市、吉田町、三間町、津島町合併協議会におきましては、関係市町の区域内公募により候補を3点選定し、協議会委員による投票で決定をしております。</p> <p>続きまして、大洲喜多合併協議会におきましては、関係市町の既存の名称を基本に、関係市町区域内の全世帯を対象にアンケート調査を実施し、候補を1点に絞り協議により決定をしております。</p> <p>次に、今治市越智郡11か町村合併協議会におきましては、合併の方式と合わせまして新市の名称の協議を行い、それぞれの既存の市町村名を残すようなやり方で名称を協議して決定をしているようです。</p> <p>次に、内子町、五十崎町の合併協議会におきましては、事前に事務所の位置と合わせて調整をしていたようでございます。名称は内子町、事務所の位置は五十崎町と決定をしております。</p> <p>続いて、(2)伊予市・中山町・双海町の検討背景ということで、伊予地区合併協議会の実績を活用資産として挙げさせていただきました。</p> <p>まず、地名についての講演会を開催しております。参考資料といたしまして、講師としてお招きいたしました愛媛県民俗学会顧問の森先生の講演内容を7ページから付けております。</p> <p>次に、住民の皆さんの意向を把握するために、4市町において新市の名称公募を実施いたしました。途中で中断をいたしましたが、その時点で既に2,900件近くの応募があり、このうちから伊予市・中山町・双海町の有効応募数2,269件を活用資産として集</p>



発言者	議題・発言内容
	<p>計したものが、11ページに付けております新市の名称募集集計結果であります。</p> <p>次に、(3)として、地方自治法上の規定ですとか地名には当用漢字自体を用いる、既存の名称と同一、類似する名称を付けることができないなどの行政実例等による名称についての留意事項を載せております。</p> <p>次に、6ページをお開きください。</p> <p>2、決定の方法、手順といたしまして、協議の前提として新市名称の候補を抽出しなければなりません。この場合、地名についての講演と新市名称募集集計結果を活用資産として、名称を選定する上での行政実例等の留意事項を参考に協議をする方法と、新たに公募条件を調整した上で、公募を実施して資料を収集する方法などが考えられます。</p> <p>次に、新市の名称の決定方法ですが、1つ目に、委員さんの投票により決定する方法、2つ目に、この協議会で協議により決定する方法、3つ目に、新たに公募して、その結果によって件数の多いものに決定する方法などが考えられます。</p> <p>7ページをお開きください。</p> <p>先ほども申し上げましたが、森先生の地名についての講演内容を載せております。</p> <p>続いて11ページをお開きください。</p> <p>この表は、伊予地区合併協議会のときに募集したデータをもとに、伊予市・中山町・双海町のデータを抜き出して集計したものであります。1人当たり1名称限りの募集としていたため、1人が同一名称を複数応募している作品については、そのうちの1点を有効とし</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>て残りを削除して集計をしております。その結果、有効応募数は2, 269件、131種類の名称となっています。</p> <p>そしてその下の表、市町別応募率を見ていただけたらと思います。人口規模の大きい市の意向が全体の中で優位に作用しないように、3市町の実件数にそれぞれウェイト値を掛けて補正した表にしています。伊予市が、実件数1,968件に対しまして補正件数1,708件、中山町が、実件数157件に対しまして254件、双海町が、実件数140件に対しまして303件となります。</p> <p>その右の表には、寄せられた名称のうち上位10作品ごとに実件数にウェイト値を掛けた補正件数を集計しています。結果はご覧のとおりです。</p> <p>参考に、市町別の上位10作品についても集計していますので、ご参考にお目通しをいただけたらと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
中村議長	<p>ただいま、事務局から新市の名称についての説明をいただきました。候補名称の選び方、あるいは名称の決定の仕方についてご質問、ご意見等がございましたら、どなたからでも結構です。ご発言を願いたいと思います。</p> <p>高橋委員さん。</p>
高橋委員	<p>これ、一応、新しく出発をし始めたところでございますので、やはり公募をしていただけたらと思います。また理由としまして、この公募の方法、いけば合併において住民参加ができる唯一の場であると思っております。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>それと、このデータを見ますと、公募は約6%の回収率、これでは住民の意思が反映されていないのではないかと私は考えます。といいますのは、一応、12月に伊予市離脱ということで様子を見ておる方が多かったんじゃないかと思いますので、再度公募をしていただく方がいいのではないかと。</p> <p>それから、この新しく合併する目標として、地域内分権による地域住民参画と協働というふうな目標を掲げておりますので、そこら辺でもやはり一応、公募をしていただいた方がいいんじゃないかと。</p> <p>それと最後に、この離脱問題に対しての説明会のときに、住民からの強い意向で、住民は結果を見て、あと説明されるだけかというような意見も出たということがありますので、やはり住民参加の唯一の場であるこの名称に関しては、やはり再度公募していただくのが一番住民に対しても親切じゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
中村議長	<p>ただいま、高橋委員さんからあのようなご発言がございました。中嶋委員さん。</p>
中嶋委員	<p>私も前の公募の件が、どうしても今中山町さんも言われましたように中断しているということが一番気になります。結果はともあれ、これが締め切りが過ぎているのであれば、かなり有力な資料になっていくと思いますが、中断しているということ、それともう1点は、これも言われておったようでございますが、やはり新たな気持ちで住民が参加していく、これが唯一の機会じゃないかなというふうに考えております。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>細かいことは、まだいろいろあろうかと思いますが、大まかに言ってこの2点でもって、方法は別として公募という道をとっていただきたい、そのように存じます。</p> <p>以上です。</p>
中村議長	<p>ただいま、お二人の委員さんからあのように再度公募すべきだというご意見でございました。</p> <p>ほかにご意見ございませんか。</p> <p>日野委員さん。</p>
日野委員	<p>私は、以前にせつかく、1市3町るときではございますけれども、公募した経緯がありますので、それを利用していくというのも1つの方法かなというふうに考えておったわけですが、きょうのご発言の中で、中山町さん、双海町さんが、1市2町でスタートするんだということ、そしてまた前回の公募が締め切りまでいかなかったと、そういう理由から今回改めて公募すべきであるというふうなご意見がございました。私は、それに対して賛成をいたしたいというふうに思います。</p>
中村議長	<p>それぞれの市町の方々からあのようなご発言がございました。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>ないようでございますので、再度公募をするということのご賛同が得られたということになろうかと思いますが、このことについてそのように方向を決めて結構でございましょうか。</p>

発言者	議題・発言内容
	(「異議なし」の声あり)
中村議長	<p>はい。それでは、再度公募をするということにしたいと思っておりますけれども、公募の方法、そして決定事項等についてどのような方法をとるか、前回のいわゆる取り決めがございました。そのことについて、再度皆さん方にお示しをして、そして訂正するところは訂正し、ということで進めさせていただきたいと思っておりますので。</p> <p>はい、事務局どうぞ。</p>
坪内主任	<p>それでは、追加資料がございます。公募に関する追加資料をお配りしたいのですが、よろしいでしょうか。</p>
中村議長	<p>どうぞひとつ配ってください。</p> <p>資料が回りましたので、事務局、説明を求めます。</p>
坪内主任	<p>それでは、2枚ものの追加資料、協議第7号追加資料ということで、まず1番目としまして、新市名称公募要領について。この表は、伊予地区合併協議会公募要領を左側に載せております。これを参考にさせていただいて、今回、当協議会での公募要領というのを本日でできれば確認していただきたいということで挙げさせていただきました。</p> <p>2枚目が、今度は公募をした後に、新市の名称の候補を選考する基準について、これも伊予地区合併協議会のとときに選考基準というのを設けております。これを参考に今回、皆さんにご確認をいただきたいということでお配りをしたものです。</p> <p>3番目に、決定の方法ということで3種類挙げさせてもらってお</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ります。</p> <p>それでは1ページ目、公募の範囲でございます。</p> <p>関係市町区域の住民から公募をいたしました。応募資格、これは年齢制限等を設けない。だれでも応募可ということにしております。公募方法は、チラシの専用はがきのみでの記入で応募いただいております。条件といたしましては、1人1名称限りということです。公募期間は約1か月間とりました。懸賞は設けておりません。周知方法は、協議会だより、合併協議会ホームページ、各市町の広報誌、各市町のホームページで周知をいたしました。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>選考する基準についてということで、伊予地区合併協議会のときには選考方法といたしまして、新市の名称の候補は応募名称の中から3名称を小委員会において協議により選考し、合併協議会に報告するものとするとしております。選定に当たっての留意事項は、住民の意向を反映するために、応募数を最も重要な選考基準とする。ただし3名称のすべてを応募数の多寡により選考するのではなく、新市にふさわしい名称がある場合には協議により選考する。その他といたしまして、新市の名称の選考に必要な事項は、新市の名称選考小委員会の協議によりこれを決めることとする。</p> <p>3番目といたしまして、決定方法ということで3種類上げさせていただきます。まず1つ目が、委員の投票による決定、2つ目、協議により決定、3番目といたしまして、公募の結果により件数の多いものに決定するというこの3種類が考えられると思います。</p> <p>以上です。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>これは前回の伊予地区合併協議会の公募の内容でございました。若干、今回変わりますのは、いわゆる期日が余りないということで、この公募期間1か月がとれるかどうか、あわせて小委員会は今回はございませんので、どういう決め方をするかということが前回とは変わるとは思いますが、そのあたり含めて事務局としてどれぐらいの猶予がとれるか、もし、こういうことで公募するということになったらあれですので。</p> <p>事務局。</p>
坪内主任	<p>まず、事務局として考えております一つの案をお示ししたいと思います。</p> <p>きょう、この公募要領等を確認できましたら、今度の6月の広報と一緒に各世帯に配布したいと考えております。できましたら、約2週間ほどの募集期間ということで、6月末までには集計をいたしまして、7月の次回協議会までに報告できるようにしたいと考えております。</p> <p>参考に、アンケート調査にかかる経費ですが、アンケート調査のチラシ印刷、2色刷りで2万部刷ったといたしまして7万9,800円ほどかかろうかと思えます。ホームページ上の応募フォームということも考えるのでしたら、インターネット、電子メール集計ソフトというのがございます。これが約11万円ほどかかる見込みでおります。それと、郵送で対応した場合、前回約2,000通ほど集まっておりますので、この公募実績に試算をいたしております2,000通掛ける65円で、13万円ほど郵送で対応すればかかる見込みであります。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>以上です。</p> <p>今、合併協議会事務局の方からあのような、もし、今じゃなしに公募するんであれば、そういうぐらいの期間が欲しいということでございます。いわゆる6月の広報誌に載せ、あわせて応募用紙も入れるということで、約2週間の後に締め切って6月中に集計をするということでもあります。</p> <p>経費が、今申し上げましたように32万円ちょっとですね。ほかのことについては新たに補正を組んでも結構だと思いますが、今申したように期間が、いわゆる2週間程度、それから委員は小委員会がございませんので、いわゆるこの協議会で決定をするということになるかと思えます。それまでの事務処理は、いわゆる協議会事務局並びに、できれば助役中心の幹事会でご集計をいただくということでどうでしょうかと思うんですが。そのあたりについて皆さん方のご意見をいただきたいと思えます。</p> <p>それでは、一つ一つ確認をしていきたいと思えます。</p> <p>公募範囲内については、前回と同じように関係市町区域内の住民ということでどうでございましょう。</p> <p style="text-align: center;">(「はい」の声あり)</p>
中村議長	<p>それで、だれでも応募できるということで、年齢制限なし、このことについても問題ないと思えますね。</p> <p>それから、チラシの専用はがき、1人1名称限り、このこともようございますか。</p>



発言者	議題・発言内容
中村議長	<p style="text-align: center;">(「はい」の声あり)</p> <p>はい。そして公募期間が2週間ということがどうでしょうかということですね。最大限、もうこれ以上は延ばせないというのか、このことについて。</p> <p>亀井委員どうぞ。</p>
亀井委員	<p>各町で広報誌の配布時期が違うんじゃないですかね。構わないですか。前回何かそんな話が出ておったと思うんですけど。</p>
中村議長	<p>ちょっと待ってください。</p>
坪内主任	<p>中山町は、20日過ぎの配布ということになっておりますが、今回、この応募チラシを1日付で配布していただけるようご配慮していただけるようになっております。</p>
中村議長	<p>ということで、同じに合わせるということのようなんですが。</p> <p>1日より早くはできんのかね。5月31日というような日もありますが。</p>
中村議長	<p>はいどうぞ。</p>
坪内主任	<p>一応、開始日を設けてないのは、そういった意味で多少2、3日は誤差があろうかと思えます。それで、最大限2週間程度を締め切</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>り日ということで設定したいと考えております。</p> <p>そのあたりお任せいただきましょうか、約2週間ということで。</p> <p>はい、それから懸賞は設けない、このことについても異議ないですね。</p> <p>周知方法は、ア、イ、ウ、エの4つ。</p> <p>それから次のページにまいります。</p> <p>選考方法、先ほども申しましたように、幹事会と事務局の方で整理をしていただいて、我々の協議会にご報告をいただくということでございますけれども、最終決定を委員の投票により決定するか、下の3つの方法がございましょう。協議により決定、公募の結果により件数の多いものに決定するとかいうようなことがあるわけですが、今回はこの選定に当たっての留意事項ということで、必ずしも応募の多いものを選ぶのではないということもうたっておったわけですが、このあたり含めてご意見をいただきたいと思っております。</p> <p style="text-align: center;">(意見なし)</p>
中村議長	<p>それではご意見もないようでございますので、この選考する基準につきましては、前回に準じてやるということでご了解をいただきたいと思っております。</p> <p>そして決定方法についてはここで決めておきたいと思っております。ア、イ、ウと3つがあるんですが、委員の投票により決定することと、協議により決定をする、公募の結果により件数の多いものに決定をするということでございますが、このことについてどの</p>

発言者	議題・発言内容
和田局長	<p>ように皆さんお考えでしょうか。</p> <p>委員の投票にしますか、結果を見て。大体こういうことはよそもやっておるようですがね。</p> <p>事務局、決めとかん方がええのか、その辺も含めて。</p> <p>公募要領につきましてはご決定いただきましたので、早速、事務的な作業に入らせていただけたらと思います。その集計もご一任いただくということでお願いをしたらと思います。7月の協議会にはご報告をしたいと。そのときに、決定方法を決めていただければ、それに応じた集計、資料の作成もできるかなということを考えておりましたけれども、実際に集計した内容も見て検討したいというようなこともございましたら、とりあえずその集計の結果をご報告して、また協議していただくということも可能かとは思っています。</p> <p>ただ、ここで選択肢としては、投票するか協議をするかということになるかと思っています。先進事例を見ましても、投票をしておるところと、それから候補の絞り方によっては協議で決めておるといふどちらの事例もございます。それが事前に決めていただけるのか、やはり集計の結果を見て決定の方法も考慮した方がいいんじゃないかとそういう考えもあるようでしたら、まず集計ができた段階でご報告させていただくということも考えられるかと思っています。そのあたりでご審議をいただけたらと思います。</p>
中村議長	田中委員さん。
田中委員	一応、公募をするのですので、最初に決定方法も決めておくのが

発言者	議題・発言内容
	<p>よいのではないかと思います。私といたしましては、この協議により決定するということがよからうと思いますので、よろしくお願いたします。</p>
中村議長	<p>田中委員さんは、委員の協議により決定ということで、ここでオープンの中で決めるということでもあります。いいですか。</p> <p>どうぞ、西岡委員さん。</p>
西岡委員	<p>伊予の西岡です。決定の仕方は、田中委員さんは協議によって決定すると言われたんですが、最終的にはやはり投票によって決定するというのがいいんじゃないかと。そういう協議は構いませんよ。いろいろ判断する上で協議をするということは大事なことですし、いろんな資料を参考にするということは大事なことですから、それは大いに結構ですが、最終的な判断は投票によって自分の意見を出すということが私はいいと思います。</p>
中村議長	<p>2つに分かれました。どうしますかね。</p> <p>岡田委員さん。</p>
岡田委員	<p>双海の場合も協議により決定ということを、それで決着がつかん場合はどうするぞという心配もあります。その場合は投票と。第一段階は協議でどうであろうかという意見であります。</p>
中村議長	<p>折衷案が出ました。いわゆる協議をしてまとまらない場合は、投票すると。このような決定にさせていただくんやったらいいかなと</p>

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>と思いますが。</p> <p>それじゃそのようなことで、いわゆる協議でできるだけ決めたいが、決まらん場合には投票をするということにさせていただきます。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>もう一つご確認いただきたいことがございます。</p> <p>応募方法ですが、こちら前は応募チラシに応募専用はがきというのを、返送は料金後納払いで協議会の方でお支払いするという形をとらせていただいていたんですが、今回、やはりそのような応募専用はがきということでやるのか、応募専用用紙ということで各公共機関に応募箱を設置して、そこへ投函してもらう方法と2つ考えられますし、また両方併用してやる方法もあると思いますので、そこらあたりご確認をお願いいたします。</p>
中村議長	<p>今の事務局から説明をいたしましたのは、いわゆるはがきを切手を使わない方法と使う方法とがあるということですが、これでまず先ほどの計算では13万円ぐらいということで見えておったんでしょう。どちらも併用することがええやろうね。前回と同じような形で切手いうか、料金後納郵便を使うものもあってもいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>そうしたら、前回と同じような方法をとりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>この件につきまして皆さん、ようございますか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>それでは、次に協議8号議員定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
坪内主任	<p>それでは12ページをお開きください。</p> <p>議員定数及び任期の取扱いについて。議員定数及び任期の取扱いについて、次のとおり確認を求める。</p> <p>記以降でございますが、議員定数及び任期の取扱いについてはこれからご協議願う事項ですので空白にしております。</p> <p>次のページをお開きください。</p> <p>参考資料といたしまして、3市町の議会の状況を上げております。議員定数につきましては、伊予市が法定数26人、条例定数18人、中山町が法定数、条例数ともに14人、双海町が法定数18人、条例数14人という状況でございます。</p> <p>ここでご訂正をお願いいたします。下の表から3段目の議会事務局の職員数の欄の中山町の専任職員1人、臨時職員1人になっておりますが、臨時職員を削除していただきまして、専任職員の数が増え2人となります。申しわけございません。</p> <p>それでは、次のページをご覧ください。</p> <p>議員定数等の検討手順を表にしております。当協議会におきましては、合併の方式は新設対等合併とすることで確認されております</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ので、各市町の議会議員の合併の日の前日をもって身分を失うこととなります。そこで、まず合併特例法の特例を適用するか否かを決定していただいてから、新市の議会議員の定数を協議、設置選挙時に選挙区を設けるか否かを決めていただくような協議の流れになっております。</p> <p>次のページをお開きください。</p> <p>ここには参考資料といたしまして、選挙区ごとの定数についての一覧表を付けさせていただきました。まず最初の表が、選挙区を設ける場合、各市町の人口に比例して配分した場合の表でございます。</p> <p>次のページから18ページまでの表が、設置選挙時に選挙区を設けるという決定がなされた場合、定数を均等に配分し、残る議員定数を人口に比例して配分した場合の表になっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>中村議長      ただいま議員定数及び任期の取扱いについて、事務局から説明をいたさせました。この件につきまして、それぞれ特別委員会を皆さんお持ちのようでございますが、そのことも含めましてご意見を賜りたいと思います。</p> <p>議長さんに願うのがええのかな、特別委員長さんに願うのがええのかな、ご発言を。</p> <p>田中委員さん。</p> <p>田中委員      中山町の田中ですけど、中山の方の特別委員会におきましては、じっくりと時間をかけた中で2回、3回する中で決定をしていきたいということで、現在のところ全員の方のそれぞれの考え方の整理</p>

発言者	議題・発言内容
	なり情報交換ということでとどまっておりますので、よろしくお願 いいたします。
中村議長	まとまっていないということですか。
田中委員	現在のところは。
中村議長	はい。 岡田委員さん。
岡田（博）委員	先日、10日に会を持ちまして、これもいつまでも延ばすわけに はいくまいということで、一応、特例法は適用しないと。その後の ことについては、またほかの方が言っていたただいたときに、また 言います。
中村議長	双海町さんは、特例は適用しないということだけは決めたよう ありますが、伊予市の委員さん。
日野委員	伊予市の特別委員会といたしましては、本問題は中山町さん、双 海町さんあたりの意見を聞く中で、そういったものを持ち帰ってや っていく方がベターではないか。最初にうちの方から、うちはこう いう線を出しましたというふうになりますと、見方によりますと非 常に何と申しますか、無理があってもいかなというふうな意見も ありましたので、そういうふうなつもりでおります。



発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>ということでした、できれば特例の問題と選挙区の問題ぐらいは決まるのかなと思っておったわけですが、どうもそこまで無理でしたら、次回へ持ち越さざるを得んと思うんですが。</p> <p>小委員会がないんですから、一般の委員さん方もどうぞ発言してくださいよ。このことについては別に議会に任さないかんということはないんですから。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
重松委員	<p>それぞれ特別委員長さんの方からご報告という形でご意見がございましたが、私も議会の立場の者といたしまして、あのようなことですので、それではいつまでに結論をもって、いつの協議会で決めるかという、その辺をちょっと協議しておいてもらったらと思いますが。</p>
中村議長	<p>今、伊予市の重松議長である重松委員さんからあのように、いわゆる時期について、できれば次回に結論を出すとか、もう1カ月延ばすべきかというようなこともあるわけですが、6月議会を皆さんそれぞれ踏まえておりますので、それを越えるということになると7月の会になりますね。そこを6月で次の第3回でできるのか、この辺の見通しを特別委員長さん、話してみてくださいか。</p> <p>田中委員さん。</p>
田中委員	<p>中山町といたしましては、次の会に特例を使うか使わんかということと、選挙区の問題を決めまして、その後の7月にできましたら最終的な人数を決めさせていただいたらと思いますので、あと2回</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>程度時間をいただきたいと思っております。</p>
中村議長	<p>はい。岡田委員さん。</p>
岡田委員	<p>双海の場合は、これ住民の方にアンケートをとる必要もないし議会で決めたんでできるということで、大体の結論は持っておりますので、なるべく早い時期にお願いしたいなと思っておりますが。</p> <p>双海は一応の結論は持っております。</p>
中村議長	<p>6月でもいいということですね、次の会でも。</p> <p>伊予市。</p>
日野委員	<p>伊予市としては、6月の協議会に間に合うように努力をしてみたいというふうに思いますが、先ほどの中山町さんのご意見の中で、議員定数については7月にできたらというご意見がございましたが、先ほど申しましたように、中山町さん、双海町さんあたりの意向も踏まえた中で、伊予市としては定員については慎重に審議をしたいという考え方がありますので、できましたら6月の協議会のときに間に合うようにしていただければ幸いです。</p> <p>6月の協議会までにおたくの方の線を出していただければ幸いです。</p>
中村議長	<p>そうしたら、伊予市もそれに合わせるわけですか。</p> <p>田中委員さん、あないに言いよるが。双海町は6月でも大丈夫なようやから。</p>

発言者	議題・発言内容
田中委員	<p>はい、どうぞ、田中委員さん。</p> <p>6月に結論が出ますように6月の協議会で。といいますと結論が出ますように頑張ってみますので、よろしく願いいたします。</p>
中村議長	<p>わかりました。それでは、それぞれの特別委員会の委員長さん方のご意見も踏まえまして、できれば6月の次回の協議会にいわゆる特例を使うか使わないか、それから選挙区の問題、あわせて議員の定数について確認をしたいと思いますので、精力的に頑張ってくださいと思います。終わります。</p> <p>次、協議第9号組織及び機構の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局、説明を求めます。</p>
西岡主任	<p>それでは、資料の19ページをご覧いただきたいと思います。</p> <p>協議第9号組織及び機構の取扱いについて。組織及び機構の取扱いについて、次のとおり確認を求めます。</p> <p>記以降でございます。組織及び機構の取扱いについて。</p> <p>新市の組織機構については、3市町の現有の庁舎を有効かつ合理的に活用することを前提に、次の新市における組織機構の整備方針に基づき整備するものとする。ただし、新市においては常にこの組織機構を見直し効率化に努めるものとするとしております。</p> <p>新市における組織機構の整備方針ですが、これには、次の基本方針と、それに関する個別整備方針に分類しまして提案させていただいております。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>まず、基本方針ですけれども、次の6つの事項を基本方針として新市の組織機構の整備を図ります。</p> <p>(1) 住民サービスの低下を来さないよう配慮した組織機構。</p> <p>(2) 住民の声を適正に反映することができ、住民が利用しやすい組織機構。</p> <p>(3) 簡素で効率的な組織機構。</p> <p>(4) 指揮命令系統がわかりやすく責任の所在が明確な組織機構。</p> <p>(5) 地方分権や新たな行政課題に柔軟かつ速やかに対応できる組織機構。</p> <p>(6) 新市建設計画を民主的かつ能率的に遂行できる組織機構、としております。</p> <p>次に、個別整備方針といたしまして、合併による激変を緩和しスムーズな新市への移行を図るとともに、一体性の確保と住民自治を推進するため、次の方針により組織機構の段階的整備を図ることといたします。</p> <p>(1) といたしまして、新市の事務の方式は伊予方式とし、主たる事務所と地域事務所を置く。</p> <p>(2) 地域内分権と行政組織内分権を基本とした組織機構とする。</p> <p>(3) 事務の分配についてはできる限り簡素化・統合化を行い、機能本意の弾力的な組織化を行う。</p> <p>(4) 権限の割り当てについては、権限と責任を一致、均衡させることを基本とし、職務執行の権限と責任はできる限り当該職務を担当する部門に委譲する。</p> <p>(5) 現有庁舎を有効かつ合理的に活用するため、主たる事務所はいずれかの地域事務所に置く、という調整方針をご提案するもの</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>であります。</p> <p>まず、この協定項目につきまして、基本的な事項についてご説明させていただきたいと思えます。</p> <p>新設対等合併の場合には、合併関係市町村がすべて消滅するため、その組織機構も消滅することになります。そのため、新市の組織機構につきましては、地方自治法を初めとします各種行政組織に関する法令等により合併時に設置することとなりますが、合併後の事務執行に支障がなく、円滑な行政執行ができるようあらかじめ協議しておくことが必要であることから、ご協議いただくものでございます。</p> <p>組織機構の取扱いにつきましては、組織機構の設置の基本的な方針につきましてご協議をいただき、それを受けまして詳細な組織機構を合併時まで策定することとしております。この理由といたしましては、組織機構の策定につきましては、1市2町のあらゆる組織機構に関する詳細なデータなどの整理や、合併に伴います事務室のレイアウトの検討などに相当の期間を要することとなりますので、基本的な方針をご確認いただき、方針に基づく組織機構を合併時まで策定するためでございます。</p> <p>先進地の事例を見ましても、同様の事由により基本的な方針のみを確認していただいているような状況でございます。</p> <p>この調整案につきましては、既にご確認いただいております事務の方式、伊予方式、総合支所を基本とした新しい方式に基づきまして策定いたしました整備方針でございます。この方針に基づきまして、総務専門部会で協議、検討した具体的な組織機構が、次のページ21ページ以降となっておりますので、ご説明をさせていただきます。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>きたいと思います。</p> <p>21ページですけれども、新市の組織機構、伊予方式でございます。</p> <p>1、概要、仕組みですけれども、郷づくりの<sup>くに</sup>基本理念、自立、共生、協働、交流の実現を図るため、各市町村の現庁舎を地域事務所とし住民に直結したサービスを提供するとともに、住民との協働のまちづくりを推進する拠点と位置づける。また、各地域単位で住民自治の確立と地域自治組織による地域づくりを目指し、行政はその支援体制を整備する。なお、行財政の効率化、適正な職員配置、定員の適正化、住民共同参画等の改革に取り組むといたしております。</p> <p>2つ目として、行政組織でございますけれども、これは伊予方式でご確認いただいておりますとおり、アの主たる事務所、イの地域事務所を設置するというので、その役割、組織についてでございます。</p> <p>まず、主たる事務所の位置でございますけれども、これにつきましてはこの後、ご協議もいただくこととなりますけれども、まだ決まっておきませんので空欄としております。</p> <p>機能についてですけれども、①といたしまして、企画、総務、税務等管理部門、各部統括部門、広報広聴、産業振興、都市計画、議会、その他、新市全域に係る統一的業務及び対外的業務を行うことといたします。</p> <p>②市の施策、立案、実行、検証体制、組織管理、法制、職員研修などの中核部門を一元的に統括する機能を設置する。</p> <p>③としまして、地域事務所間の相互調整機能を有する。</p> <p>本庁の主な役割といたしまして、①市全体に係る政策の企画立案、</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>例規の整備、予算編成、組織人事管理等。</p> <p>②地域事務所等の相互調整及び新市としての一体的な推進に向けた対応。</p> <p>③といたしまして、〇〇となっておりますけれども、地域事務所の機能ということでございます。これにつきましては、主たる事務所は先ほど個別協議整備方針にもございましたように、いずれかの地域事務所に設置するという方針といたしておりますので、主たる事務所においてもこの地域事務所機能を有するということにしております。</p> <p>イの地域事務所につきましては、設置、総合的な機能を有する事務所を設置する。名称はそれぞれの各市町の庁舎として、何々市〇〇地域事務所とするということとしております。</p> <p>位置づけといたしましては、地域に身近な住民サービスの提供、地域文化の育成・支援を行い、住民と協働によるまちづくりの拠点施設とする。</p> <p>地域事務所の主な役割といたしまして、①住民の窓口サービス、②福祉、健康、教育、環境等の住民サービス、③地域の所管する建設、水道、農林等の工事、④住民の意見が直接反映できるシステム、⑤地域住民のコミュニティーや連帯感の醸成、⑥地域住民のまちづくり活動の支援、⑦参画と協働によるまちづくり、ということで、住民自治を推進するための組織といたしております。</p> <p>権限といたしましては、条例、規則等に基づく事務処理等専決権により、地域内の施設維持管理、地域に密着した事務事業等の執行を行うことといたしております。</p> <p>続いて、右の22ページ3ですけれども、住民自治組織でござい</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ます。これが、この組織におきまして政策を実現するための重要な組織といたしております。</p> <p>設置につきましては、住民と行政の信頼関係を維持し協働体制を確立するため、住民自治組織の醸成と推進を図る。役割といたしまして、当該地域における住民に身近な事項について市長の諮問を受け調査、審議し答申するという事で、当協議会におきましては、合併特例法に規定されております地域審議会を設置しないということがもう既に決定されておりますけれども、その役割を担うのがこの住民自治組織になるものでございます。</p> <p>4、新市の組織機構構築への手順。住民組織、住民自治のあり方について、各種行政サービスの一元化期間や、住民としての協働のまちづくりの気運醸成期間等を考慮し、合併後おおむね5年間で段階的に移行していくものとする、ということを考えております。</p> <p>下の表をご覧いただきたいんですけども、まず第1期といたしまして概ね1年目から3年目、第2期を概ね4年目から5年目、第3期を概ね6年目以降といたしております。</p> <p>まず、第1期につきましては、暫定的な組織機構の期間といたしまして、目的をスムーズな新市への移行を進める、住民サービスや制度の一元化を進める、職員数の見直しを進める、行政と住民の協働体制の検討推進を行う。特徴といたしましては、合併時は管理部門及び広域にわたるもので対外的なものを除く事務事業を行う。順次、事務事業の調整状況に応じた組織機構へ移行していく。定員適正化計画を策定し職員数の見直しを進める。住民との協働、拠点機能を検討する。住民との協働体制につきましては、地域事務所を通じ住民の意見等を集約、住民と職員との協働体制を整備するという</p>



発言者	議題・発言内容
	<p>ことといたしております。</p> <p>第2期目につきましては、目標とする組織機構に向けた経過的な期間といたしまして、目的を事務事業の統合管理、地域住民のコミュニティや連帯感の醸成、地域住民のまちづくり活動機運の醸成、新市の一体化と旧市町事業の整理を目的といたしまして、特徴として、概ね本庁と地域事務所の形、役割分担が整ってくる、それから住民との協働のまちづくりの気運を高める、住民組織、団体サポート体制の整備、それから引き続き組織の見直し、職員数の見直しを行う。住民との協働体制といたしまして、地域事務所による住民の意見の集約、住民組織との協働体制の拡充、住民自治充実のための仕組みづくりといたしております。</p> <p>続きまして、第3期目につきましては、新市組織機構の完成ということで、安定的な運用を行うということになります。目的として、一体性を持った住民サービスの提供、そして住民との協働によるまちづくり機能を持った地域事務所を構築する。特徴といたしまして、本庁地域事務所の組織機構の定着、地域住民組織の自治拠点の配置、地域住民自治サポートの体制の整備。そして住民との協働体制として自治体の事務を協働で行う住民組織の設置、地域自治組織の設置ということにしております。</p> <p>このように、1期、2期、3期と急激な変化を避けるため段階的な整備を考えていくことといたしております。</p> <p>この下に模式図をお示ししております。左の図の方が本庁でございまして、こちらは本庁は地域事務所と統合するということで、その本庁と右地域事務所を情報ネットワークで接続し、リアルタイムな情報の提供を行っていく。そして地域事務所につきましては、総</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>合支所、総合的なサービスを行う、また住民自治、それから住民意見の集約等を行うということとしております。</p> <p>具体的には、次のページに組織機構がございますので、そちらの方をご覧いただきたいと思えます。</p> <p>まず23ページですけれども、23ページの方が現状の組織機構図でございます。</p> <p>まず伊予市役所につきましては、職員数、上に職員、臨時、嘱託、パートというふうに記載しておりますけれども、これは幼稚園、それから給食センター、そういった出先の機関の職員もすべて含めました人数でございます。合計389人体制でございます、伊予市役所は現在19課でございます。中山町につきましては、職員数130人、課としては11課制で行っております。双海町につきましては、職員数101人、11課体制でございます、これにつきましては、現状でございますので、説明を省略させていただきたいと思っております。</p> <p>次に、右の組織機構図、これが新市の組織機構図案でございます。まずご覧いただいておりますように、新市の組織につきましては部制ということで、全体で8部、30課の体制で行うということとしております。</p> <p>まず1番左の主たる事務所につきましては、総務部、民生部、産業建設部、議会事務局、教育委員会を部といたしまして5部15課により行う。総務部には、総務調整課、パートナーシップ推進課、企画財政課、税務課の4つの課を設置する。民生部につきましては、福祉課、健康保険課、市民生活課の3つの課を設置する。産業建設部につきましては、産業経済課、都市整備課の2つの課を設置。そ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>れから課といたしまして会計課、水道課の設置。</p> <p>それからその下の行政委員会につきましては、事務所の事務の方式のご確認の際にご覧いただいたと思いますけれども、主たる事務所に集約するというふうに決定をいただいておりますので、この行政委員会の組織機構につきましては、業務の特殊性や地域性などを考慮しながら原則、整備統合を図りまして主たる事務所に設置することといたしております。</p> <p>その中でも農業委員会事務局につきましては、課と位置づけまして、住民からの申請などに窓口として対応するため各地域事務所に担当を配置するというふうにいたしております。</p> <p>それから教育委員会事務局につきましては、学校教育課、社会教育課を主たる事務所におきまして、各地域事務所に伊予分室、中山分室、双海分室と各地域事務所に分室、これは仮称でございまして一応位置づけは課の位置づけになろうかと思っておりますけれども、設置するという事になっております。</p> <p>続きまして、地域事務所のご説明ですけれども、まず伊予地域事務所を代表してご説明させていただきたいと思っております。伊予地域事務所につきましては、地域事務所自体を一つの部としてとらえております。そして1部5課制ということで、総務調整課、保健福祉課、市民生活課、地域振興課の4つと教育委員会の分室、合わせまして5課というふうになっております。</p> <p>職務内容につきましては、総務調整課が庶務、安全防災、広報広聴、そして会計業務であります出納、それから参画協働、それから人権対策、男女共同参画、住民国保税、収納整理、固定資産税の税務関係を配置いたします。保健福祉課につきましては、高齢者福祉、</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>障害者福祉、生活保護、児童福祉、保健センター、国保・介護保険関係の業務となっております。市民生活課につきましては、環境、衛生、住基戸籍、国民年金の業務。地域振興課につきましては、農林水産、土地改良、商工労働、観光、土木、港湾、建築住宅、下水道、公園緑地、法定外公共物管理、地籍情報管理、それから農業委員会の担当を配置するようにしております。</p> <p>以上、そのほか各地域事務所につきましては、現在の事務、つまり住民サービスをすべて行える組織を配置するということが基本となって組織機構を策定しております。中でも中山地域事務所、また双海地域事務所におきましては、それぞれ支所がございますけれども、それもそのまま設置するという事でこの中に入っております。</p> <p>この組織機構につきましては、まだ方向性を示しているところでございまして、この後、主たる事務所といずれかの地域事務所を統合するという事もございます。実際そうなりますと、この組織機構を大きく見直すことにはなると思いますが、まず、これを基本として行うというところで案として上げさせていただいておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。</p> <p>それでは次のページをご覧ください。</p> <p>次のページにつきましては、先ほど申しましたけれども組織機構の関係法令、地方自治法を抜粋して掲載させていただいております。また参考としてご覧いただいたらと考えております。</p> <p>この組織機構の協議項目ですけれども、この協議項目につきましては、まず電算システムの統合、また事務事業の一元化、さまざまな業務にかかわりがございます。できますことなら早いご決定をい</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>ただきたいと。そして次の段階への事務、これを基本とした事務を進めていきたいと考えておりますので、ご審議をいただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいま事務局から、組織及び機構の取扱いについてご説明を申し上げます。</p> <p>このことについて、皆さんのご意見やご質問を受けたいと思います。</p> <p>はい、亀井委員さん。</p>
亀井委員	<p>中山の亀井です。</p> <p>19ページなのですが、組織及び機構の取扱いについてということで、3市町の現有の庁舎を有効かつ合理的に活用することを前提にどうたわれておるんですが、建設計画の中には庁舎というものが2か所入っているんですけども、ここで書いている現有庁舎を利用する、活用するというのはどういう内容で書かれているんでしょうか。</p>
中村議長	<p>だれが答えるのかな。</p> <p>事務局。</p>
西岡主任	<p>ここに書いております3市町の現有庁舎と申しますのは、今ある庁舎をそのまま利用する。またこれにつきましては、先ほど申しましたように、地域事務所と主たる事務所を統合するということも考</p>

発言者	議題・発言内容
<p data-bbox="316 651 427 683">和田局長</p>	<p data-bbox="485 320 1337 551">えられます。ですけれども、一応、今の事務所でできるのではないかとこの案でございまして、もし難しければ多少の増改築等は必要かと思っておりますけれども、そういう意味で現有の庁舎というふうなここでは書かせていただいております。</p> <p data-bbox="512 651 1091 683">ちょっと補足させていただいたらと思います。</p> <p data-bbox="485 719 1337 1016">今の亀井委員さんのご質問では、建設計画あたりでも庁舎建設、あるいは改修というようなことも協議しておく必要があるんじゃないかというようなご指摘だったかとも思います。今の新市の設置におきましては、現有の庁舎をまず活用しようということが前提であります。</p> <p data-bbox="485 1052 1337 1688">いずれもといいますか伊予市、中山町の庁舎におきましては特に老朽化しております、そうしますと建設計画の期間、これ10年間となっておりますけれども、その期間中には何らかの改修なり手を入れる必要も出る可能性がございます。そういう意味で、建設計画の方には庁舎の改修なり整備なり、そういう検討は必要かと思っておりますけれども、ここでの確認事項といたしましては、新市の設置に当たって組織機構を入れる上で、庁舎を新たに整備しなければならぬと、そういう必要はないといいますか、今の庁舎で組織機構を入れていこうと、そういうことでの確認をいただきたいということでの調整案でございます。</p> <p data-bbox="512 1722 635 1753">以上です。</p>
<p data-bbox="316 1854 427 1886">中村議長</p>	<p data-bbox="512 1854 922 1886">亀井委員さん、わかりましたか。</p> <p data-bbox="512 1921 1337 1953">いわゆるすぐに建てるということではなしに、現有の庁舎でこの</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>伊予方式の事務がとれるということで、ここへ上げさせていただいたという確認です。</p> <p>ですから、庁舎を建てる、建てんは、いわゆる10年間の計画の中へは入れておるけれども、それは建てる必要がないと言えばまたそういうこともやめてもいいわけですけども、これと事務所の方式というのは、また事務所を建てて、そしたらそこへ入ってその事務を続けますよということでありまして、非常に時間がかかるでしょう。ですから当分は今の事務所を使うということでもいいんじゃないかと私も思うんですが。</p> <p>どうぞご意見ください。</p>
亀井委員	<p>ようわかったようなわからんような説明だったんですが、要はこの計画自体10年の計画ということで、最初からスタートしているわけですね。建設計画は10年ですから、もしその間に建てかえなければならない、老朽化が著しくなっているということであれば、あえてこういう表現をしなくても、ここに一番先にこれを持ってくると、そのまま10年使うんだというようなことの解釈になってしまいやせんかと思うんですけど。それともそのスタート時の確認というだけなんですか。</p>
中村議長	<p>ということでもいいんじゃないですか。スタート時の確認。</p> <p>この協議会としてそこがスタートできれば、新しい町の中でその計画の中で執行していくということではいかがでしょうか。</p>
亀井委員	<p>いつの席やったか忘れたんですが、結局そうなってくると、どこ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>の合併協議会でも庁舎をどこにするか、どの程度建てるかでかなりもめているわけでございまして、その辺をやる、やらないも含めてもう合併してからよと言われると、また大きな問題が出てくる可能性もあるんですけども、そのあたりは老朽化でもう使えない、南海沖地震とかいろいろ予測されていますので、その本庁舎が一番先に崩れたんではいかんというふうな考えもありますし、どうしてももたないというのであれば、何かを考えないかんと思いますし、そのあたりをこの場である程度の議論は必要じゃないかなという気はするんですけども。</p> <p>とりあえずどっちみち来年の3月まで庁舎は間に合いませんので、今に入らないかんというのはもう確定していますから、こういう表現でもいいのかも知れんのですけれど、その建設計画の中身によりますと、早い時期に建て替えというような形になっておったと思いますので、そうなってくるとある程度議論を、建てるか建てんかという部分は議論をしておかないと、それ安い金額ではないと思うんですけど、そのあたりはどうなんでしょうか。</p>
中村議長	<p>それがいわゆる建設計画なんですよ。このことにつきましては、もう既に皆さんからそれぞれの市町から上がってきたものを審議なしで県の方へ上げておるわけです。それをさらに煮詰めていくのがこれからの作業であると、そういう認識でいいんじゃないかと思えます。</p> <p>はい。高梁委員</p>
高橋委員	<p>関連なんですけど、この文章の表現方法なんですけれども、一応1</p>



発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>0年間はこれで努力するというような表現になっておると思うんですよ。いろいろとやっているうちにいかん場合には、今言われるように改修なり新築なりするようになるかと思うんですが、これ前提にということはこれを目標にするわけですから、一応このままずっともつようであればこのままいくというような表現に思われるんですが、違うんですか。</p> <p>そのためにじゃね、いわゆる新市の計画の中に庁舎を建てるという伊予市から15億円の金額が入っておったでしょう。あのことが将来それをどうするかという一つの大前提になるわけなんです。</p> <p>これは、だからここ10年間の間にもし建てかえるということになれば、あの前提がなければ、いわゆる特例債が使えないということで、ですからあそこへ上げておる。だから10年間の間にどうするかということは、これからの新市の計画の中で煮詰めていくわけです。だけど、当分は今の庁舎を使おうということでもありますので、我々協議会としては、そこに足がかりさえつけておたらいいんじゃないかということでもあります。</p> <p>わかりますか。</p> <p>(「わかります」の声あり)</p>
中村議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>はい、どうぞ、中嶋委員さん。</p>
中嶋委員	<p>双海の中嶋でございますが、24ページの組織構造図、これはこ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>のように並列で書きますと、地域事務所がそれぞれ3つあって新たにいわゆる主たる事務所ができるように勘違いをされると思うんですが、そこら辺をもっと説明をされておっいたらいいんじゃないかという感じを持っています。</p> <p>それは、21ページに本庁の主な役割ではっきりその③で、旧〇〇地域における地域事務所機能、これもいわゆる本庁を置いたところの本庁とあわせてやっていくんだと、ここで先にうたっておいでるということを理解していないと、これはちょっとわかりにくいなと思うんです。</p> <p>これは、ほかのことで言うと今の時点では語弊がありますから、私が所属している双海のことではしか言いようがないんですが、双海町が本庁になった場合、例えばですよ、いわゆる双海町が双海町の総合庁舎として双海地域の総合支所的な機能を果たしつつ本庁的な機能もあわせ持つ——どちらが先かは別として——そのように理解しておかないと、この24ページはこれ誤解されるんじゃないかな、という気がいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
中村議長	<p>それでも、そうしたらこれがどこの事務所に本庁がいくかによってそこが変わるということでありまして、あくまでもそれぞれに地域事務所がありますよということの方が、かえって誤解を招かれんんじゃないかということで、あえてこういう図式をしたんじゃないかと私は思うわけですが、そのあたりを含めて。</p>
中嶋委員	<p>ものを表示すれば確かにこのような表示しかできないと思うんで</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ございます、今の時点では。がしかし、そういう説明が言葉であつたらいかかなと思つて申し上げたわけでございますが、次これこの内容的なことでございますが、これは22ページにはっきり出しておるわけでございます。</p> <p>いわゆる真ん中の方で小さい活字になってはいますが、いわゆる第一期、1年から3年目、これから合併して3年目までぐらいが大体こういう実質的な組織機構図でいくんじゃないかなといったような感じを受けます、この説明から。そして4年、5年目ではいわゆる地域住民の自主的な活動拠点へ総合事務所が移っていく、その過渡期になっていく。そして6年目からはさっき言ったような最終目的へ近づいていくといったようなことで、総合支所、これも機能を持つといいましても、はっきり申し上げて、このよそのことでは言えませんから双海のことでは申し上げますが、双海地域事務所では、例えば総務調整課があつていろいろ係がずっと書いてありますが、これはそれぞれに係を1人ずつ置いてもそういう機能は持つことができますし、例えば極端に言えば1人の職員を置いてそれぞれに兼務させてもこの機能は持つことができるわけです。いわゆるその総合事務所の機能の問題は程度になってこようかと思うんです。いわゆる兼務、兼務でいけばごく少数の数でこの総合機能は果たすことができる。しかし、程度は正直言って連絡程度の機能しか期待できない。これが人員配置がかなり充実しとれば、名実ともに総合支所的な機能が發揮できる。問題はその機能の程度がどう変化していくか、ここらが非常に大切なところだと思つております。</p> <p>その辺についてのご説明を賜つたらと思います。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>まだこれからではあると思うんですが、今合併当初からこの6年以降の中でどのように変わるか、いわゆる職員の中で団塊の世代というのがあるんですね。これが5年ぐらいから大体大幅に減る時期があるんですね。その辺で職員の整理が大分できるということで、やはり減ったから全部採用せんというわけにはいかないので、3分の1にするか半分にするかという時期が私はあると思うんですが、そういう極端に減るということではないと思いますので、そこをちょっと想定図で説明してやってください。</p> <p>和田局長。</p>
和田局長	<p>ただいまご指摘があった点で、まずこの地域事務所を3つ、それから主たる事務所というふうに4つ図を挙げておりますのは、考え方として理念上こういう配置になるということで、じゃあそれぞれのこの機構図のままに人が張りつくんであれば、やはり効率化が難しいであろうということは当然ありますので、どうやって効率化するかということで、それぞれの地域事務所内でできるだけ部課の統合はしていこうということで、中山町、双海町においては、現在11課あるものが5課になっておるといようなことがあります。これも5課でいいのかどうかということは、なお、今後協議する必要がありますけれども、とりあえずこういうようなこの程度の統合はできるのではないかと案であります。</p> <p>それぞれの地域事務所内で統合して効率化しておくという面が一つと、それから、じゃあ主たる事務所についてはそれだけの機能を別に人が担当すべきかということ、それは効率的でないでどこかの地域事務所と一緒に統合しようと。統合した場合には、職員が、じ</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>やあ中で、ここからが地域事務所でここからが本庁機能というようなことで人が分かれるかという、これもやはり人も兼務できる分については兼務をしていかないと効率化ができないであろうと。そういう意味で、効率化をしながら、しかも地域の公共サービスの拠点として位置づけていこうという考え方であります。</p> <p>段階的に整備していくといいますのは、どうしても、今単純に予想しておりますのは、合併当初は恐らく余剰人員が出るのではないかと。次第に適正人数まで減らしていくというようなこともありますので、そういう現実的な人員配置の問題、それから地域のサービスについても順次整備していく必要があると。そういうようなことから段階的に整備をしていって、おおむね5年ぐらいをかけて定着をさせていきたいと。</p> <p>基本方針としては、常に効率化を見直していこうということは、組織機構を見直して効率化に努めるということは基本方針でありますので、そのとき、そのときの課題には対応していく。ただ、大きな方針として5年ぐらいをかけてこういう方式を定着させていきたいということであります。</p> <p>人員が、じゃあどれだけ残るのかということにつきましても、今の段階では、何人ぐらい残りますというような具体的なお提示はできませんけれども、当面は考え方としては管理部門が統合されるということですから、それ以外のところは基本的には今の事務所に残るということでスタートすることになるかと思えます。</p> <p>以上であります。</p> <p>わかったようなわからんような。どうでしょうか。</p>

発言者	議題・発言内容
高橋委員	<p>もっと補足できる者がいましたら。</p> <p>はい、高橋委員さん。</p> <p>これは一応4つに分けてはいますけれども、言えば本庁機能を持つところと地域事務所を統合する計画、そういう案もあるということですが、一応これは案で検討しているんで、将来的にはこうということは、まだある程度やってみなければわからないところも出てくるんじゃないかと思うんですよ。だんだんやっぱり人員が減っても構わんところ、それからある程度増やさなきゃいけないというところもあると思いますので。</p> <p>ただこの今の双海の委員さんが言われている本庁機能の部分、これは4つも要らんのではないかというのは一応、統括管理部門を抜き出して一応説明しているということなんだとっております。だから3つのいけば地域事務所を統括するために、一応名前が上からずっと財政から民生、そういうものを載せているということだと思うんですが、それでいいんでしょう。</p>
中村議長	事務局。
和田局長	<p>正確にいきますと、統括ということじゃなくて一応、本庁機能と地域事務所機能とは役割分担をした上でいうことですから、連絡調整する機能は要りますけれども、主たる事務所、本庁がその地域事務所を統括するという考え方ではございません。連絡調整をすることでご理解いただいたらと思います。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>とにかく我々が伊予方式、分散型まちづくりというのが、これが我々の合併の理念でございますので、できるだけそれぞれの地域事務所をやはり機能を持たせていくということが、何年続けられるかはわかりませんが、できるだけそういう方向で続けていくということが、我々としては最初からの皆さん方との約束事でございますので、これが6年後からはどうなるかということについても、できるだけ効率を進めながら今の機能を持たせていこうということには変わらないわけですから、極端に減るということはないと思います。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
亀井委員	<p>ちょっとわからない点があるんで説明いただきたいんですが、23ページの一番上、現状の職員数なんですが、中山町が130名、パート、嘱託を全部入れてということなんですが、双海町が101名と。中山町の方が人口は1,000人ばかり少ないんじゃないかと思うんですけども、これ数字が合っているであればどこでこの差が出たのか説明いただきたいんですが。</p>
中村議長	<p>それでは事務局。どうぞ。</p>
西岡主任	<p>中山町の方には歯科診療所、それから一般の診療、佐礼谷診療所の方がございまして、これが職員として扱われております。その人数の方が職員としまして8名、臨時が1名、嘱託が2名、パートが1名ということで合計12名、双海町より多くなっております。主にはその診療所関係の職員が増ということになっております。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>亀井さん、ようございますか。皆さん、副会長、上田さんどうどうですか。この組織機構、異議ないですか。</p> <p>ご異議がないようでございますので、このような組織機構で今後進めていきたいということでの確認がいただけましたでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>それではご異議がないようでございますので、確認をさせていただきました。</p> <p>次に、協議第10号新市の事務所の位置（主たる事務所の位置）についてを議題といたします。</p> <p>事務局、説明を求めます。</p>
西岡主任	<p>資料の26ページをご覧ください。</p> <p>協議第10号新市の事務所の位置（主たる事務所の位置）について。新市の事務所の位置、主たる事務所の位置について次のとおり確認を求めるということで、下記以降ですけれども、これもこれからご協議をいただくということで空欄とさせていただいております。</p> <p>次のページ、27ページをご覧ください。</p> <p>新市の事務所の位置についてですけれども、新市の事務所の位置は条例で定めることとされているため、新設合併の場合は新たに条例でこれを定めることとなります。そのため、あらかじめ合併協議会の場で協議していただく必要があるということでございます。</p> <p>事務所の位置については、住民の利用に最も便利であるように、</p>



発言者	議題・発言内容
	<p>交通の事情、他の官公署との関係について適正な配慮を払わなければならないと地方自治法に規定されております。</p> <p>なお、第1回協議会において、新市の事務の方式は伊予方式、総合支所を基本とした新しい方式とするということが確認されておりますので、事務の方式を踏まえて検討する必要があるということでございます。</p> <p>また、今伊予方式についてですけれども、これにつきましてはこの前の協議事項で組織機構、また詳しい具体的な内容をご説明させていただきましたので、このこともあわせて踏まえましてご検討いただきたいと考えております。</p> <p>それから、地方自治法——真ん中どころに記載しておりますけれども、第4条第2項の住民の利用に最も便利であるようにというところを考慮しなければならないとなっておりますけれども、当協議会におきましては、今の現有の庁舎で住民の方はすべてある程度サービスは受けられるということでございますので、余り考慮をする必要はないのかと考えております。</p> <p>次に右のページですけれども、こちらの方に第1回の協議会でご確認をいただきました伊予方式についての資料を掲載させていただいております。簡単にご説明させていただきます。</p> <p>まず、概念図ですけれども、このように伊予方式につきましては地域事務所が3つ、そして主たる事務所というふうにこの横並びの組織であるということ、そして地域事務所には総合窓口、農林水産、土木、地域振興、広聴、住民自治支援等の業務を配分し、旧市町を所管区域とするということにしております。主たる事務所については、三役、議会、行政委員会のほか、管理統括部門を配分するとい</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>たしております。</p> <p>下ですけれども、(1)といたしまして、主たる事務所(本庁)と地域事務所(総合支所)の設置。管理統合機能(本庁機能)を主たる事務所に置き、旧市町を所管区域として総合支所機能を持つ地域事務所を設置するというものでございます。</p> <p>(2)集中統合する事務を地域分散する事務との効果的配分ということで、新市の統一的な業務、全域にわたる業務、対外的な業務を本庁機能として主たる事務所へ配分する。住民の利便性の高い業務、参加機会が多い業務、地域的課題・需要に関する業務、現場にかかわる業務を総合支所機能として地域事務所に配分する。</p> <p>(3)として、効率的な行政運営。電算システムの活用により事務の効率化と人件費の削減、効果的な事務推進、適正な人事配置と職員資質の向上、自治基本条例の制定による参画と協働のまちづくりなど、行財政改革を推進する、というのが伊予方式でございます。</p> <p>ご協議いただきお願いしたいのは、この主たる事務所、これにつきましては統括する部門であるということで、この主たる事務所の位置が新市の事務所の位置となろうかと考えております。そして、先ほど組織機構の方でご説明させていただきましたように、個別整備方針の中に、いずれかの地域事務所にこの主たる事務所は設置するということが、統合するということが基本方針に入れております。そしてご確認をいただいたところでございます。</p> <p>ですから、この主たる事務所をどこの庁舎に統合するか、そして、その統合された庁舎が主たる事務所の位置となるのではないかと考えておりますので、ご協議をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>ただいま新市の事務所の位置（主たる事務所の位置）について、事務局から説明をいただきました。</p> <p>このことについてご質問、ご意見を伺いたいと思います。</p> <p>田中委員さん。</p>
田中委員	<p>新市の事務所の位置は伊予市とするで構わないと思います。といいますが、それぞれの中山、伊予市、双海につきましては、伊予市が一番の人口の中心でありますし、やはりこっちの方が有利かと思っておりますので、伊予市とするで構わないと思っております。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
中村議長	<p>わかりました。</p> <p>岡田委員さん。</p>
岡田（博）委員	<p>双海の場合も皆さんの意見が伊予市でお願いしようということになりましたので、それでよろしかろうと思っております。</p>
中村議長	<p>わかりました。</p> <p>日野委員。</p>
日野委員	<p>ただいま中山町さん並びに双海町さんから、主たる事務所、本庁は伊予市でよろしいという大変ありがたいご発言をいただきました。ありがたく受けとめたいと思っております。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>そのほかご意見がございましょうか。</p> <p>本来でしたら、場所を挙げてといいたいでしょうか、確認をすべきでございすけれども、伊予市の場合、伊予市庁舎という表現がいかがかと思うんですが、そのようなことにさせていただいてようございましょうか。</p> <p>それでは、それぞれの市町からのご意見が出まして、伊予市の庁舎を主たる事務所に充てるということでの確認をいただきたいと思いますが、ようございましょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、伊予市庁舎といたしたいと思いますので、空白欄にお入れいただきたいと思います。</p> <p>続きまして、協議第11号慣行の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局、説明をいただきます。</p>
久保次長	<p>お手元の第2回会議資料の29ページをお開きください。協議第11号慣行の取扱いについて、ご説明をさせていただきます。</p> <p>この件につきまして、分科会、専門部会及び幹事会で協議調整されたものを提案するものでございます。</p> <p>慣行の取扱いについて、次のとおり確認を求めます。</p> <p>記以降でございますが、慣行の取扱いについて。</p> <p>1、市章については、新市において速やかに制定する。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>2、市の花、市の木については、新市において必要に応じて制定する。</p> <p>3、シンボルマークについては、新市において必要に応じて制定する。</p> <p>4、キャッチフレーズについては、新市において必要に応じて制定する。</p> <p>5、市民憲章については、新市において必要に応じて制定する。</p> <p>6、表彰については、新市において制度を制定する。</p> <p>7、宣言については、新市において必要に応じて制定する。</p> <p>続きまして、附属資料について簡単に説明させていただきます。</p> <p>別とじの第2回会議附属資料の1ページをご覧ください。</p> <p>この附属資料では、3市町の事務事業の現状を並べ比較しやすいようにしております。</p> <p>慣行の取扱いのうち、市町章の取扱いについては、各市町それぞれ市章、町章を制定しておりますけれども、現在、3市町の市章、町章は、市町名やイメージを図案化したものでございます。したがって、新市におきましても新市の名称が大きく影響してこようかと思われまます。また、新市のシンボルとしてふさわしいものとするような取り組みも必要であろうかと考えておりますので、市章については、新市において速やかに制定するをいたしております。ここでいう速やかに制定するとは、できる限り急いで制定するということでございます。</p> <p>続きまして2ページをお開きください。</p> <p>市の花、市の木の取扱いでございますが、これにつきましても新市のシンボルとなるもので、新市の特性などを踏まえながら新市に</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>において必要に応じて制定するをいたしております。ここでいう必要に応じて制定とは、制定する、しないも含めて検討するでございます。</p> <p>3ページをお開きください。</p> <p>シンボルマークの取扱いでございますが、シンボルホールは新市のイメージや考え方が反映されている場合が多く、新市において定めることが望ましいことから、新市において必要に応じて制定するをいたしております。</p> <p>4ページをお開きください。</p> <p>キャッチフレーズにつきましては、中山町、双海町制定しておりますが、この取扱いにつきましても新市において必要に応じて制定するをいたしております。</p> <p>5ページをお開きください。</p> <p>市民憲章の取扱いでございますが、新市にふさわしい内容とすることが適当であるため、新市において必要に応じて制定するをいたしております。</p> <p>6ページをお開きください。</p> <p>表彰及び名誉市民表彰の取扱いでございますが、表彰については個人だけではなく団体も該当するよう選考基準を変え、新市において制度を制定し、名誉市民表彰においても新市において制度を制定するをいたしております。ここでいう制度を制定するとは、制定する時期は決めないが、いずれかに制定するでございます。</p> <p>次に、宣言の取扱いでございますけれども、それぞれ制定しておりますが、新市におきましては、新市にふさわしい宣言であるかどうか等を協議の上、新市において必要に応じて制定するをいたして</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>おります。</p> <p>以上で慣行の取扱いについてご説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>ただいまのそれぞれの市町の慣行についてご説明をいただきましたし、今後の対応については市章は新市において速やかに制定するというので、あとは必要に応じてとか、合併後の中につくっていったらいいんじゃないかということになるかと思います。</p> <p>このことについてご質問をいただきたいと思います。ご意見もいただきたいと思います。</p> <p>はいどうぞ。重松委員さん。</p>
重松委員	<p>これについては、これ慣行の取扱いということについて7項目ほどございますが、これ余り急がんでもいいのではなかろうかと思えますので、これは合併してからでもいいことが大部分ではなかろうかと思えますが、ひとつこれも住民が大いに参加していただくということでの公募を基本とすべきこと、何と云ってもそうした方がいいんじゃないかと思いますが、そのあたり協議をお願いします。</p>
中村議長	<p>事務局、特に急ぐものがあるのか、この市章あたりが合併に必要なかどうかというあたりも含めて。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
久保次長	<p>市章については、公募をしていきたいというふうに調整が出ております。以外については、新市において必要に応じて制定するとい</p>

発言者	議題・発言内容
	うふうなことでございます。
中村議長	この時期。合併後でいいのか、それとも新市誕生と同時にこの市章が要るのかあたりも含めて。
久保次長	市章については、合併日以降にセレモニーがあろうかと思えます。そのときに間に合うように公募もしていきたいというふうに考えておりますが、当然、新市においてはすぐ取りかかるということは難しゅうございます。ですから、合併前に準備できるものは準備しまして、セレモニーに間に合うようにしていきたいなというふうに考えております。
中村議長	何かございますか。 どうぞ、重松委員。
重松委員	とりあえず市章については早い方がいいというようなことございますので、それぞれの時期、時期を事務局の方で一応スケジュールを持ってもらって、すべて私は公募を基本にしてということにさせていただきたいと思えます。 以上です。
中村議長	ちょっと待ってください。すべてというわけにはいかないのではないかな。 ちょっと事務局案。



発言者	議題・発言内容
久保次長	<p>構いませんか。すべてというのは少し難しゅうございまして、市民憲章とか表彰制度とか、そこらあたりなどすべて公募とか、そういうのは難しゅうございまして、やはり市章ぐらいではないかというところで調整案が出ております。よろしいでしょうか。</p>
中村議長	<p>市の花とかシンボルマークとか、こういうのはいいじゃないかと思えますよ。キャッチフレーズにしてもやね。</p> <p>それじゃ、できるだけ市民のご意見もいただくということで、皆さん方のご了解をいただきたいと思いますが、このことについて事務局案どおりご確認いただけますでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
西岡委員	<p>今ここでもちょっと2、3人で話しておったんですけど、市章とそれからシンボルマークですか、シンボルマークなんか公募するのにふさわしい項目じゃないかと思えますが、事務局どうでしょうか。</p>
和田局長	<p>ここに掲げておりますのは、これがなければ新市の施行ができないというものではございませんので、新市になってから新市の新しい条件に従って決めようということで、新市においてというような調整案にしております。それで、制定方法につきましては、できるだけ住民の方の意向を反映するとか、そういうことは必要であると思えますので、公募が可能なものについては、まずそういうことを基本的に考えるということで、そういう方針でまた検討、考えておきたいと思えます。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>中にはいろいろ技術的な、例えば宣言等においても議会の手続とかそういうものもあるかと思しますので、基本的には住民の方の意向が反映できる方法でということの基本にするとということで、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>はい、今、事務局から申しあげましたように、できるだけ公募を採用したいということで、この慣行取扱いについて皆さん方のご了解をいただきましょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>はい、それではこのことについて皆さん方のご確認をいただきました。</p> <p>それでは次にまいります。協議第12号各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局、説明を求めます。</p>
久保次長	<p>30ページをお開きください。</p> <p>協議第12号各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて、ご説明させていただきます。この件につきましても、分科会、専門部会及び幹事会で協議調整されたものを提案するものでございます。</p> <p>各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求めます。</p> <p>記以降でございますが、各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>1、情報公開については、合併時に制度を制定する。</p> <p>2、市長の資産公開については、合併時に制度を制定する。</p> <p>3、個人情報保護については、新市において速やかに制度を制定する。</p> <p>続きまして、附属資料について簡単に説明させていただきます。</p> <p>先ほどの会議附属資料7ページをご覧ください。</p> <p>情報公開制度について、条例、実施機関、対象文書、公開請求者について、3市町の現状が記入されておりますけれども、内容につきましては、ご覧のように3市町ともあまり違いはございません。</p> <p>具体的な調整内容として、7ページから9ページの内容を含め1日も空白期間が許されないことから、合併時に制度を制定しております。</p> <p>8ページですが、ここでは公開請求に対する決定、情報提供の拡充、非公開決定に対する救済措置について、3市町の現状が記入されておりますが、公開請求に対する決定の延長限度日数は、伊予市、中山町は60日、双海町のみ30日となっております。</p> <p>具体的な調整内容につきましては、公開請求に対する決定の延長限度日数は60日とするでございまして。この60日といたしましたのは、1点目は、県内の各市を参考にしたものでございまして。2点目は、合併をすることによって人口規模が大きくなるため、どの程度情報公開の請求があるか予測できない点もあるなどを勘案して、最長で60日が適当ではないかということでございまして。しかし、この60日は最大限ということでございまして、これより早く処理をするということは当然、課せられた責任であると受けとめておりますが、先ほど言いましたような理由に基づきまして60日という</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ことにさせていただきます。</p> <p>9ページでございます。</p> <p>費用、出資法人の情報公開、情報公開審査会について、3市町の現状が記入されています。費用につきましては、3市町とも最低の費用を住民の方々に負担をしていただこうと定めておりまして、それぞればらつきがございます。写しの大きさによって費用が異なりますので、中山町は詳細に細分化しておりますことから、具体的な調整内容につきましては中山町を参考に、写しの大きさ等により細分化して定めるということでございます。</p> <p>出資法人の情報公開については、3市町の相違点として、中山町、双海町は出資法人の情報公開について定めておりますが、伊予市では定めていないということでございます。出資法人の情報公開について定めるべきであろうということでもありますので、具体的な調整内容としまして、出資法人の情報公開について合併時に定めるといたしております。</p> <p>続きまして、下段の情報公開審査会について、3市町の現状が記入されています。委員につきましては、3人以内でありますと1人欠席した場合、非常に責任が重くなり公正な判断ができなくなるおそれがあるのではないかとということで、具体的な調整内容は、委員は5人以内とする。報酬につきましては、3市町同じでございますが、各種委員の報酬等も関連しますので、具体的な調整内容につきましては、委員報酬は各種報酬、費用弁償で一括協議をする。任期につきましては、伊予市、中山町の例にならしまして、具体的な調整内容につきましては任期は2年とするでございまして、</p> <p>10ページと11ページには、市長の資産公開制度について記入</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>しております。</p> <p>まず10ページには、資産等報告書等の作成、所得等報告書の作成、関連会社等報告書の作成、資産等報告書等の保存及び閲覧について、3市町の現状が記入されておりますけれども、具体的な調整内容としましては、合併時に制度を制定するをいたしております。</p> <p>11ページでは、資産等報告書の閲覧に関する要綱について、3市町の現状が記入されております。具体的な調整内容としましては、合併時に閲覧に関する要綱を制定するをいたしております。</p> <p>12ページでは、個人情報保護制度について3市町の現状が記入されておりますが、個人情報の保護制度とは、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利、利益を保護するものです。IT化の進展によって個人情報に関する処理時間の短縮等によって、行政サービスが向上した反面、個人情報に対して慎重な取扱いが求められるようになりました。こうしたことに対処するために、個人情報保護の仕組みを確立する必要があるということで、具体的な調整内容としましては、新市において速やかに制度を制定するをいたしております。</p> <p>以上でご説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>ただいま事務局から、情報公開関係の取扱いについての説明をいただきました。</p> <p>この件につきましてご質問、ご意見等を伺いたいと思います。</p> <p>格別ご意見もないようでございますので、この協議第12号各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについては、原案のとおり確認することでご異議ございませんでしょうか。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>はい、ご異議なしということで、12号につきましては原案のとおり確認をさせていただきました。</p> <p>次に、その他の議題になりますが、第3回会議の日程についてを事務局に説明をいただきます。</p>
和田局長	<p>会議資料の31ページをお願いいたします。</p> <p>第3回、次回の協議会日程でございますけれども、会議運営事項申し合わせ事項として、原則として第2木曜日の午後2時ということがうたわれておりますので、現在のところ6月10日午後2時、14時から、場所は伊予市ということでお願いしたいと考えております。</p> <p>また、会場の都合、資料の整理状況等を調整いたしまして、文書でご案内したいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。</p>
中村議長	<p>この件について、ご意見、ご質問はございましょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>ないようでございます。</p> <p>それでは、本日の議題はこれですべて終了をいたしました。</p> <p>会議録署名委員さんには、会議録が調整できましたら連絡をいたしますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。</p>

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>委員の皆さん方には大変長時間ご苦勞でございました。これで議長職を解かさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>これを持ちまして、第2回の会議を終了いたします。</p> <p>皆様、ご起立をお願いいたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 16 年 6 月 10 日

会議録署名委員 亀井 慎哉

会議録署名委員 中嶋 郁夫